

鎌倉市告示第 133 号

会計管理者の事務の一部を現金分任出納員への委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち、別表左欄に掲げるものについては、当該右欄に掲げる課等の現金分任出納員に委任させたので、同法第 171 条第 4 項の規定により告示する。

令和 8 年 10 月 1 日

鎌倉市長 松尾 崇



委任の対象となった事務	委任を受けた者
所管する事務事業に係る雑入	国際交流課 現金分任出納員 添田 美帆
ア 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号） に基づく措置費負担金 イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号） に基づく措置費負担金 ウ 精神障害者地域生活サポートセンターの事業に係る負担金 エ 所管する事務事業に係る雑入	障害福祉課 現金分任出納員 千葉 彩海
ア 鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち農業委員会事務局の所掌事務に係るもの イ 所管する事務事業に係る雑入	農業委員会事務局 現金分任出納員 古牟田 康平